第2号様式（実施要領第6条第2項）

制限付き一般競争入札の実施について

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和　8　年　8　月　20　日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管 理 者　　北 村　新 司

1　制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 番　　号　印業令8第5号

(2) 件　　名　印東加圧ポンプ場No.1調整池清掃業務委託

(3) 場　　所　佐倉市高崎948番地（印東加圧ポンプ場内）

(4) 工　　期　契約日の翌日から令和9年1月29日

(5) 業　　種　資材・その他

(6) 事 業 概 要　本業務委託は、印旛郡市広域市町村圏事務組合の送水施設である、印東加圧ポンプ場No.1調整池について潜水士により、堆積物の清掃及び調整池内部の点検調査を下記概要のとおり請負にて委託するものである。

記

(1)潜水士清掃工（床面）	940㎡
(2)調査記録工	2箇所
(3)汚泥土壌分析試験（溶出試験28項目）	1式
(4)汚泥収集運搬・処分	1式

(7) 予 定 価 格　5,412,000　円(消費税及び地方消費税の額を含む)
4,920,000　円(税抜き)

(8) 最低制限価格　無

2　入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 令和6・7年度印旛郡市広域市町村圏事務組合入札参加資格者名簿に登載されている者。

※当組合では令和6・7年度名簿の有効期間を令和9年7月31日まで延長しています。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者でなければならない。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は開札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。

ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者。

(3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止又は、法令等に基づく営業停止を本公告日から開札日までの間、受けていない者でなければならない。

(4) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業入札参加資格審査委員会の意見により設定された資格要件を有する者でなければならない。

ア　当該工事等に係る等級等	―
イ　工事等の実績要件	国又は地方公共団体が発注した同種業務委託を元請けとして受注し、履行した実績を有する者。
ウ　監理技術者の有無	無し
エ　法令等に基づく資格要件	業務主任技術者及び消毒管理者ともに、貯水槽清掃作業監督者講習を修了した者を本委託に配置できる者。
オ　参加業者の地域要件	無し
カ　その他の要件	建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を有している者。

3　入札方法

制限付き一般競争入札（郵便入札）

4　郵送方法

(1) 郵　便　方　法　　書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による。

(2) 入　　札　　日　　令和8年9月7日（月）

(3) 配　　達　　先　　〒285－8533
千葉県佐倉市宮小路町12番地
印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道企業部　業務課　総務班　宛

(4) そ　　の　　他　　建設工事等に係る一般競争入札の手引きを参照して、封筒を作成すること

5　入札への参加

当該入札に参加を希望する者は下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提　出　書　類　　①一般競争入札参加申請書（第4号様式）　2部
（受付印を押印の上一部返却する。）
②誓約書（郵便入札約款別記第3号様式）　1部

(2) 提　　出　　先　　印旛郡市広域市町村圏事務組合　水道企業部
業務課　総務班（千葉県佐倉市宮小路町12番地）
問い合わせ先　TEL　043－486－5111

(3) 提　出　方　法　　持参のみ

(4) そ　　の　　他　　申請期間　公告日から令和8年8月31日（月）まで
※閉庁日を除く
受付時間　午前9時から午後5時まで

6　設計図書等の配付

設計図書等の配付は下記のとおりとする。なお、設計図書等の配付を受けていない者は当該入札に参加することができない。

(1) 配　付　期　間　　令和8年8月20日（木）から令和8年8月31日（月）

(2) 配　付　場　所　　印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部庁舎
（千葉県佐倉市宮小路町12番地）

(3) 配　付　方　法　　空CD-R提出による設計図書等データ入りCD-Rとの交換。

(4) そ　　の　　他　　一般競争入札参加申請書を提出した者に対し配付する。また、配付するCD-Rが複数枚になる場合があるので、CD-Rは余分に用意しておくこと。

7　設計図書等の縦覧

設計図書の縦覧は行わない。

8　設計図書に関する質問

設計図書等の配付を受けた者は、当該設計図書等の内容について、質問書（第3号様式）により下記のとおり質問することができる。

(1) 提　出　期　限　　令和8年8月27日（木）午後5時まで

(2) 提　　出　　先　　印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部
業務課　総務班（千葉県佐倉市宮小路町12番地）
FAX　043－486－5116

(3) 提　出　方　法　　ファクシミリによる提出

9　質問に対する回答

質問書により質問があった場合には、以下のとおり回答する。

(1) 回　　答　　日　　令和8年8月31日（月）午後5時までに回答

(2) 回　答　方　法　　ファクシミリにより一般競争入札参加申請書を提出した全者へ回答

(3) そ　　の　　他　　なし

10　入札日（配達指定日）

令和8年9月7日（月）

11　入札書類

(1) 入札書（郵便入札約款別記第1号様式）

(2) 提出部数　1部

以下の入札書等は、いかなる理由があっても受理しない。

・持参した入札書等
・配達指定日以外の日に届いた入札書等
・指定配達先以外に届いた入札書等
・指定した郵送方法以外の方法で届いた入札書等

12　事前確認

以下のいずれかに該当するものであることを開札前に確認した者は当該入札の参加を無効とする。

(1) 資格要件を満たしていないことが明らかな者

(2) 入札参加申請書類に必要事項を記載していない者

(3) 設計図書等の配付を受けていない者

※なお、上記の理由により当該入札の参加を無効とされた者は、通知を受けてから7日以内（閉庁日を除く。）に管理者宛に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合において管理者は当該書面を受理した日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答する。

13　開札日

開札の日時、場所は以下のとおりとする。

(1) 日　　時　　令和8年9月8日（火）　午前10時00分

(2) 場　　所　　印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部庁舎会議室
（千葉県佐倉市宮小路町12番地）

14　開札立会人

(1) 開札立会人は入札参加者をもって充てる。

(2) 入札参加者は立会を辞退することができる。この場合、立会人が1人もいない時は、当該入札事務に関係の無い職員を立会人とする。

15　入札の辞退

(1) 入札を辞退する場合は開札日の前日までに入札辞退届(郵便入札約款別記第4号様式)を直接又は郵送により提出すること。

(2) 一旦提出された入札辞退届は、撤回することができないものとする。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な扱いを受けることはない。

16　落札候補者の決定

(1) 開札結果に基づき予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

(2) 契約担当課長は、落札候補者及び次順位候補者が決定したときは、落札を保留し、落札候補者から順に入札参加資格の有無を確認し、後日落札者を決定する旨を宣言し、入札を終了するものとする。

(3) 落札候補者がいないときは入札を不調とする。

17　一般競争入札参加資格確認申請

(1) 契約担当課長は、落札候補者が決定したときは、当該候補者に対し、開札日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に一般競争入札参加資格確認申請書（第5号様式。以下「確認申請書」という。）の提出を指示しなければならない。

(2) 落札候補者が提出期限までに確認申請書を提出しないときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に確認申請書の提出を指示するものとする。

(3) 確認申請書に添付された資料に不明な点がある場合、契約担当課長は、落札候補者に対し期限を定め追加資料の提出を求めることができるものとする。

18　落札候補者の資格確認

(1) 契約担当課長は、確認申請書の提出があったときは、落札候補者資格確認報告書（第6号様式）を作成し、当該候補者の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

(2) 当該候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、管理者は速やかにその旨を一般競争入札参加資格確認結果通知書（第7号様式）により当該候補者に通知するとともに、次順位候補者に資格確認のための必要書類の提出を指示するものとする。

(3) 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた候補者は、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に管理者に書面をもって理由の説明を求めることができるものとし、管理者は書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に書面により回答するものとする。

(4) 前3項の規定は、第2項の規定により次順位候補者に確認申請書の提出を指示した場合において準用する。

19　落札決定

(1) 当該候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者にその旨を通知する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わないものとする。

(2) 管理者は、前項の規定により落札者が決定したときは、入札参加者に対し落札者決定通知書（第8号様式）により速やかにその旨を通知するとともに、落札者に対し契約に必要な手続きについて指示するものとする。

20　入札保証金

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業財務規程第118条の規定により、
見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。
ただし、同条第1項各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

21　契約保証金

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業財務規程第106条の規定により、契約金額の100 分の10 に相当する金額以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

また、同条第3項及び第4項に該当するときは、契約保証金の納付に代えることができる。

22　支払方法

完了払いとする。

23　問い合わせ先

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部　業務課　総務班

TEL　043－486－5111